

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
第105号
平成26年 3月18日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成24年2月20日付けで貴職から受けた、「おいでよ さいたま 新発見！！」平成23年3月発行 企画・制作さいたま市経済局観光政策部観光政策課における「うなぎ さいたま市の浦和周辺はうなぎの蒲焼き発祥の地とも言われています。」とする、歴史的根拠となる資料」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成23年10月11日付け経観観第848号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、不開示情報の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) パンフレット「おいでよ さいたま 新発見！！」に掲載した「うなぎ さいたま市の浦和周辺はうなぎの蒲焼き発祥の地とも言われています。」とする、歴史的根拠となる資料を請求した。パンフレット「おいでよ さいたま 新発見！！」は、英語、中国語、台湾語、韓国語等に翻訳され広く全世界に向け情報発信されている。行政が根も葉もない嘘八

百のパンフレット「おいでよ さいたま 新発見！！」を貴重な税金を支出し作成するはずがない。よって観光政策課は歴史的根拠となる資料を開示せよ。

- (2) 実施機関は理由説明書において、「蒲焼き発祥の地」を明確に裏付ける資料は存在しないとしながら、「浦和周辺がうなぎの蒲焼き発祥の地ともいわれている」ことは事実であるため、パンフレットの記述に嘘はないものと考えています、とある。資料は、存在しないが事実であるとの苦しい説明である。
- (3) 「蒲焼き発祥の地」を明確に裏付ける資料は存在しない、との説明に納得できない。さいたま市が、「蒲焼き発祥の地」として発信している情報である。
- (4) 「浦和周辺はうなぎの蒲焼き発祥の地ともいわれています」と書かれたことは事実である。「浦和周辺がうなぎの蒲焼き発祥の地ともいわれている」ことは事実ではない。これが何時頃から書かれていたか。「みんなで選ぼう埼玉の特産品」が「県民だより」昭和52年8月号で募集され、「浦和の蒲焼」について、「宝永年間（1704）附近でとれたうなぎを仲仙道の旅人に提供し好評を得たのが始まりで、蒲焼発祥の地ともいわれ、現在市内に50余の蒲焼店があり、いまなお名声を誇っている。」と説明されたのが事の始まりであった。異議申立人によれば、恣意的に捏造された根拠の無い作り話である。
- (5) さいたま市が発信する情報に間違いは認められない。行政が発信する情報は市民の信頼が厚く疑いを持たずに無条件に信用される。間違いは許されない。
- (6) 「浦和観光ガイドブック」は、「浦和は蒲焼きの発祥の地として知られ、現在でも、300年の伝統を誇る老舗を初め多くのうなぎ料理専門店がおいしいうなぎを食べさせてくれるのです。」とパンフレットに書かれている。さいたま市は「かば焼き発祥の説が合併前の旧浦和市時代から使われております。」として旧浦和市時代の事実と称する情報を継承して情報を発信し続けている。これらの状況に鑑み事実と称する情報の市民への説明責任がある。市民への説明を怠る行為は問題である。
- (7) さいたま市情報公開・個人情報保護審査会は、さいたま市長へ「さいたま市は市民に対する説明責任を果たす為に事実を再確認し市民に説明する事」及び「さいたま市が発信する情報に関して錯誤がないように適正な情報の発信に努め注意する事」との意見を述べるべきである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 観光政策課が発行するパンフレット中の「さいたま市の浦和周辺はうなぎの蒲焼き発祥の地とも言われています。」という記述に関し、その歴史的根拠となる資料を示せとする請求であるが、浦和市史や昔の絵図などで江戸時代からこの地に「蒲焼商」が存在することは確認できるものの、「蒲焼き発祥の地」を明確に裏付ける資料は存在しないため、行政情報の不存在として不開示決定したものである。
- 2 そもそも旧市（浦和市）の時代から使われているこの一文は、歴史的事実として浦和が「蒲焼発祥の地」であるということに言及しているのではなく、あくまでも「蒲焼発祥の地」という説が存在している事実を広く伝えることで、それほど「浦和のうなぎ」は味と伝統を誇っており、現在でも多くの鰻屋が点在しているので、来訪してご賞味いただきたいという趣旨による誘客促進のための一文である。
- 3 異議申立人は、「根も葉もない嘘八百のパンフレット」と主張するが、「浦和周辺がうなぎの蒲焼き発祥の地とも言われている」ことは事実であるため、パンフレットの記述に嘘はないものと考えている。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、さいたま市経済局観光政策部観光政策課が企画・制作し、平成23年3月に発行したパンフレット「おいでよ さいたま 新発見！！」にある「うなぎ さいたま市の浦和周辺はうなぎの蒲焼き発祥の地とも言われています。」との記載に関する歴史的根拠となる資料である。

実施機関は、本件開示請求に対し、さいたま市の浦和周辺がうなぎの蒲焼き発祥の地であるとする歴史的根拠となる行政情報は保有または作成していないことから、不開示決定を行った。異議申立人は、行政が根も葉もない嘘八百のパンフレットを貴重な税金を支出し作成するはずがない、よって実施機関は歴史的根拠となる資料を開示せよとして、本件処分取消しと本件不開示情報の開示を求め異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

実施機関の説明によれば、パンフレットの「浦和周辺はうなぎの蒲焼き発祥の地」という記述は浦和市時代から使用しているもので、あくまでも浦和周辺が「うなぎの蒲焼き発祥の地」であるという説が存在している事実を広くPRすることで、さいたま市の観光資源としてうなぎを活用していくという誘客促進のための一文であり、歴史的事実とは切り離して考えており、歴史的事実として浦和が「うなぎの蒲焼き発祥の地」であるとい

うことに言及しているものではない。したがって、「うなぎの蒲焼き発祥の地」であるということの歴史的な根拠をもとに記載しているわけではなく、「うなぎの蒲焼き発祥の地」を明確に裏付ける歴史的根拠となる資料は実施機関には存在しないという。

以上の実施機関の説明に不自然な点はなく、本件行政情報開示請求に対応する文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないことから、不存在と認めるのが相当である。

異議申立人のその余の主張については、当審査会の上記判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので、前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成24年 2月20日	諮問の受理
②	同 年 3月14日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 5月17日	審議
④	平成25年 8月 1日	審議
⑤	同 年 9月19日	異議申立人からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 11月21日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑦	平成26年 2月20日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者 平成25年10月21日退任
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者 平成25年10月22日就任

(五十音順)